

社会福祉法人京福会 学童保育クレヨンくらぶ 運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京福会が設置する学童保育（以下「本会」という）が行う放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、本会の管理者・児童支援員が本会の会員に対し、保護者が就労又は疾病などの理由により、昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童に対し、適当な環境を与えて生活指導及び支援を行い、集団生活を通じて個性を十分にいかしながら健康で情操豊かにのびのび成長するよう援助するとともに、仕事と子育ての両立を支援することを目的とする。

(名 称)

第2条 この事業を行う事業所の名称は次のとおりとする。

名 称 学童保育クレヨンくらぶ

(児童支援員及び業務)

第3条 児童支援員の定数は、児童数及び支援を必要とする度合いに応じ、市が定める人数とする。

第4条 児童支援員は、次の業務を行うものとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び遊びを通しての自主性や社会性の向上。
- (2) 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡、その他児童の健全育成上必要な活動。
- (3) 必要書類及び台帳を管理し、施設の設備及び備品の維持に努める。

(開設場所・開設期間・開所日及び開所時間)

第5条 本会の開設場所、開所日及び開所時間の基本は次のとおりとする。

- (1) 開設場所 : 那須塩原市黒磯652-1
- (2) 開設期間 : 休業日を除いて、毎年4月1日から翌年の3月31日
- (3) 開所日 : 月曜日から土曜日、その他学校の休校日
(日曜、祝日、8/13～8/15、12/31～1/3 を除く)
- (4) 開所時間 : 平日は放課後から19:00まで
(事前に連絡ある場合は20:00まで)
学校の休校日には8:00から19:00まで
(事前に連絡ある場合には7:30から20:00まで) とする。

(事故の処理)

第6条 児童の発病、傷害、その他の事故等の為、急を要する場合は直ちに医師の手当を受けさせなければならない。その場合の実費は、保護者負担とする。
保護者負担の軽減を考慮し、傷害保険に加入するものとする。

(保護者負担金)

第7条 保護者は毎月末までに、保護者負担金を納付しなければならない。

- (1) 会員は、児童一人につき1カ月9,000円（早朝利用料、延長利用料、土曜日利用料、長期休暇加算は別途加算）とする。別表1「利用料金表」による。
- (2) 月途中での入会、退会の保護者負担金については、上記と同じである。

(定員)

第8条 本会の定員は31名とし、1年生から3年生までの保育を原則とする。

(状況に応じて審査し、4年生から6年生まで受け入れる場合もある)

(実施場所)

第9条 この事業は、当学童保育クラブ近隣の小学校（主に東原小学校、稲村小学校）を対象として学童保育クラブを設置し実施する。

(入退会の手続き)

第10条 本会の入退会手続きは次の通りとし、いずれも保護者がこれを行うものとする。

- (1) 入会希望者は、学童クラブ入会申込書を本会へ提出しなければならない。
- (2) 退会する者は、学童クラブ退会届を本会へ提出しなければならない。

(入会の決定)

第11条 入会申込書に基づき入会要件等の審査を行い、児童保育の必要性の高い者を優先し、入会決定通知書を交付する。

(退会の決定)

第12条 次の項目に合致する時は、退会届を提出するものとする。

- (1) 児童の生活環境の変化（転居、転校、保護者の就労の変更等）
- (2) 保育料の2カ月以上の滞納
- (3) 保育過程で本会の保育理念・運営方針等に対し、意見の一致をみない時
- (4) 1カ月以上の利用がない場合は、正会員はスポットへの変更あるいは退会とする。

(緊急時における対応方法)

第13条 支援援助中に事故及び災害が生じた場合は、速やかに対応するとともに、その状況及び対応報告について会員保護者及び市に報告するものとする。

- (1) 災害発生時の各対応
 - ・地震発生時 : よろずや建物内（耐震設計）に避難する。
 - ・火災発生時 : クレヨンくらぶ附属公園に避難する。

- ・水害・土砂災害発生時　：　施設内レクラン棟最上階へ避難する。
- (2) 不審者発見時　：　クレヨンくらぶ室内へ避難する。
- (3) 児童への虐待の発見時　：　市役所担当部署へ連絡する。

(非常災害対策)

第14条 支援援助中に非常災害が生じた場合は、速やかに対応するとともにその状況及び対応報告について会員保護者及び市に報告するものとする。

(虐待等の禁止)

- 第15条
- (1) 児童支援員は、児童に対し心身に有害な行為をしてはならない。
 - (2) 家庭、児童クラブにおいて虐待が疑われた場合は、児童支援員各自の判断で対応することは避ける。
 - (3) 上記の場合、児童支援員は、施設の責任者と協議し関係機関に速やかに連絡するものとする。
 - (4) 児童支援員は、虐待防止等に関する研修を受講するものとする。

(備え付け諸帳簿類)

第16条 本会に次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 保育台帳
- (2) 保育日誌
- (3) 出席簿
- (4) 経理関係帳簿
- (5) その他必要な帳簿

(資料の提出)

第17条 本会は、事業の合理的な運営に資するため、事業の概要及び実績等につき、市に必要な書類の提出を求められた場合、速やかに提出するものとする。

(運営委員会)

第18条 本会は、民生委員、地域の自治会、保護者の代表者からなる運営委員会を設置し、会員に対し支援援助の充実を図る。運営委員会は年1回行うものとし、必要に応じて保護者会を行い、本会の運営に関し必要な事項は運営委員会で定め、理事長承認後、実行するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 本会は「個人情報保護に関する法律」を遵守し、個人情報について適切な取り扱いに努めるものとする。また、本会が得た個人情報については会員に対して支援援助以外での目的で使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて会員の保護者の同意のもと行うものとする。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、適用する。

この規則は、平成28年4月1日から施行し、適用する。

この規則は、平成29年4月1日から施行し、適用する。

この規則は、平成30年4月1日から施行し、適用する。

この規程は、令和2年4月1日から施行し、適用する。

この規程は、令和4年4月1日から施行し、適用する。